

新公審査答申（個）第15号
令和4年10月27日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年1月14日付け、新北地総第727号の8で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

審査請求人が令和3年9月3日付けで行った審査請求は、審査請求の理由がないことから、これを却下する。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和3年8月16日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、新潟市長（以下「実施機関」という。）に対し、実施機関が対応した事は五年間閲覧出来る問題でその問題を説明対応してもらおう私の権利の手続き（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和3年8月18日、実施機関は、本件請求に係る文書を保有しているとし、開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年9月3日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和4年1月14日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は以下のとおりである。

「五年間説明対応が閲覧できる個人情報開示請求書問題を（新北産第575号の2）の決定は、110番通報した事実を隠す為か間違いを補正しないで人道的立場の第三者の公務員として教唆、幫助は、同罪と知りながら開示又は、請求に係る個人情報保有してない等々、と事実で対応してもらえ間違いを補正してからの手続きを私を処分する目的で補正を悪意を持って無視し審査庁等々と、間違いを、補正しないで一方的な悪意で手続きを進め補正をさせ無いで私に抵抗できないように弄ぶ処分を繰り返す処分。」

「目で確認できる公文書が三回間違っている事実は、補正しない事で私を処分する為の悪意の間違いで私を弄ぶ処分と私は思っている補正しないで正しい手続きを私にさせないのは、一方的な私を弄ぶ処分人道的立場で正しい手続きをお願いします。」

「間違いを補正しないで一方的に手続きを進めるのは処分であり処分を取消せ。」

「(新潟市「市長」が) 公文書を間違え110番通報又は教唆、幫助とし私の手続を一方的に無視し、間違えを補正しないのは、一方的な「市長」の処分であり補正しないかぎり私の手続を無視する処分となり補正しない限り私を処分する為の嘘等の弁明書となりまた、弁明書の第3号番号を弁明書の送付及び反論書書等の提出についての第3号の番号にし、間違った令和2年から私を弄び、私を弄ぶ処分私は、平成30年、令和2年、令和3年と間違いを補正してもらえず、処分されよって、処分を取り消し、間違っ私を処分した事に正しい対応を、市長が、間違えたので、市長が、正しい対応をする事。」(原文ママ)

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 「本件審査請求を却下する。」との裁決を求める。
- 2 審査請求人からの個人情報開示請求に対し、実施機関では本件決定を行い、開示決定通知書を審査請求人に送付した。その際、開示方法については審査請求人が閲覧を希望し、日時は、請求者と調整し決定するとしていた。その後、実施機関は、閲覧日時について何度か話し合いを行ったが、審査請求人は補正を行った後でないと応じられないとの主張を繰り返し、本件決定した本件請求保有個人情報の閲覧は行っていない中で、本件審査請求がなされたものである。
- 3 審査請求書に記載の趣旨及び理由については、本件請求及び本件決定とは全く関係ないことであり、意味不明である。
- 4 行政不服審査法第2条にある「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者（最高裁判決）とされている。

本件決定は、開示された文書が審査請求人の意図するものと異なるものであるな

らともかく、開示する文書を見ていない審査請求人は、法の定める「行政庁の処分に不服がある者」に該当しないと考えられる。したがって本件審査請求は違法なものである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求保有個人情報を保有していることから、本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。

しかし、審査請求人は、実施機関が開示するとした本件請求保有個人情報の閲覧はしておらず、本件決定に関係のない主張により、本件審査請求がなされているため、行政不服審査法第2条にある「行政庁の処分に不服がある者」に該当しないと認められる。

したがって、本件審査請求には理由がないことから、審査請求人が行った本件審査請求は却下する。

2 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和4年 3月 1日	実施機関の諮問書を受理
令和4年 8月 22日	審査会開催（第1回）
令和4年 9月 15日	審査会開催（第2回）
令和4年10月 20日	審査会開催（第3回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子